

社会福祉法人 立川厚生会

高齢者虐待防止に関する指針

山水園介護老人福祉施設

山水園短期入所生活介護事業所(障害者含む)

山水園通所介護事業所

山水園居宅介護支援事業所

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員から利用者に対する以下のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること

(2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他利用者を養護すべき職務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項について

1. 高齢者虐待を適正化することを目的に「虐待防止委員会」「身体拘束適正委員会」を設置し、3ヶ月ごとに委員会を開催する。
2. 構成メンバーは、「虐待防止委員会」のメンバーで構成する。
3. 施設長は必要と判断した場合は、第三者委員を委員会に加えることができる。
4. 虐待防止委員会の課題は具体的に下記のような内容について協議します。

①虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること

②虐待防止の為の指針の整備に関すること

③虐待防止の為の職員研修の内容に関すること

④虐待について、職員が相談・報告できる体勢整備に関すること

⑤職員が虐待を把握した場合に、県・市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止の為の職員研修に関する基本方針

1. 職員に対する虐待防止の為の研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであると共に、本指針に基づき虐待防止を徹底します。
2. 具体的には下記のプログラムにより実施します。
 - (1) 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - (2) 高齢者権利擁護/成年後見制度の理解
 - (3) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - (4) 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - (5) 発生した場所の改善策
3. 新規採用時には必ず虐待防止・身体拘束等適正化の為の研修を行います。
4. 研修内容に関しては、研修資料・実施概要・出席者等を記録し記録として保存する。

5. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応に関する基本方針

1. 虐待が発生した場合には、速やかに県・市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合には、役職位を問わず厳正に対処します。
2. また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項について

1. 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合には他の上席者等に相談します。
2. 担当者は、苦情相談窓口を通しての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には報告を行ったものの権利が不当に侵害されないよう細心の注意をはらったうえで、虐待を行なった当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、実用に応じ、関係者から事実確認をします。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
3. 事実確認後の結果、虐待等の事像が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等の則り必要な措置を講じます。
4. 上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市町村の窓口等外部機関に相談します。
5. 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したのか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知します。
6. 施設内で虐待等発生後、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認の共用及び再発防止策を併せて市町村、第三者委員に報告します。
7. 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項について

1. 利用者又は御家族に対して利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8. 虐待に係る苦情解決方法に関する事項について

1. 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待を行った者である場合には、ほかの上席者に相談します。
2. 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
3. 対応の流れは上記の6.「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
4. 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者に対応を相談します。

9. 利用者に対する当該指針の閲覧について

1. 施設内に掲示するとともに、当法人ホームページにも記載しており、利用者、家族がいつでも閲覧することができます。

10. その他虐待の防止の推進の為に必要な事項について

1. 社会福祉協議会や高齢者福祉協会等で提供される虐待防止に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

11. 第三者委員会の設立

1. 虐待防止には社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。
2. 第三者委員は、以下の要件に適する者を理事長が任命する。任期は2年とする。
尚、中立・公正性の確保の為、複数名とする。
 - ① 虐待防止及び解決を円滑・円満に図ることができる者であること。
 - ② 社会的に信頼性を有する者であること。
3. 第三者委員が職務執行及び会議等に参加した場合は、社会福祉法人 立川厚生会 役員の旅費規程を準用する。
4. 第三者委員の職務は下記のとおりとする。
 - ① 虐待防止受付担当者からの受け付けた虐待内容の報告聴取を行う。
 - ② 虐待内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
 - ③ 利用者からの虐待の直接受付
 - ④ 虐待通報申出人への助言
 - ⑤ 事業者への助言

- ⑥ 虐待通報申出人と虐待防止対応責任者の話し合いへの立会い、助言
- ⑦ 虐待防止対応責任者からの虐待に係る事案の改善状況等の報告聴取

11. 附則

この指針は令和6年2月26日より施行する

改正 令和6年8月1日より施行する